

公社造林地の使用許可基準（抜粋）

1 使用許可の範囲（対象）

- (1) 国・他の地方公共団体又は、公共的団体又は、公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合
- (2) 運送事業、水道事業、電機事業、ガス事業、その他の公益事業の用に供することが必要やむを得ないと認める場合
- (3) 占有面積を有しない場合であって使用させる場合、公社の専用道路を継続的に通行する者がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合

2 使用許可の基準

前項の使用許可の対象に該当し、使用許可ができる場合であっても、次に掲げる各項のいずれかに該当する場合は、原則として使用を許可することは出来ない。

- (1) 具体的な使用目的が許可相当の事務、事業に直接供されると認められない場合
- (2) 使用許可の面積若しくは期間が事務、事業の内容（使用目的）からみて必要最小限とは認められない場合
- (3) 使用許可が終了した後原形に復することが容易でないと認められる場合
- (4) 堅固な建物又は工作物（大規模な地下埋設物を含む）を設置するため、その敷地として使用する場合
- (5) 道路、電柱、鉄塔等の敷地として使用する場合

ただし、公社造林の管理ために設置するものは、施業除地として取扱うものとする。

なお、設置がやむを得ないと認められる場合は、当該公社造林地を解除することができる。